

令和4年6月定例市議会提出議案の概要

1 専決処分の報告（1件）

○ 議案第51号 専決処分について

- 専決第5号 長岡市市税条例等の一部改正について

- 専決第6号 長岡市都市計画税条例の一部改正について

※ 専決第5号及び第6号は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行ったもの
(3月31日専決処分)

- 専決第7号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

※ 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等への支援経費を予算措置したもの
(4月28日専決処分)

- 専決第8号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

※ 子育て世帯生活支援特別給付金給付経費等を予算措置したもの
(5月27日専決処分)

2 補正予算（3件）

○ 議案第52号 令和4年度長岡市一般会計補正予算

○ 議案第53号 令和4年度長岡市介護保険事業特別会計補正予算

○ 議案第54号 令和4年度長岡市水道事業会計補正予算

※ 議案第52号～第54号は、別紙「令和4年6月補正予算の概要」のとおり

3 条 例（16件）

○ 議案第55号 長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

※ 雇用保険法及び職業安定法の改正による失業等給付の給付日数拡充措置の延長等に伴い、所要の改正を行うもの

○ 議案第56号 長岡市市税条例等の一部改正について

※ 地方税法等の改正に伴い、配当所得等に係る課税方式の変更等について、所要の改正を行うもの

- 議案第57号 長岡リリックホール条例の一部改正について
 - ※ 施設使用料を改定するもの

- 議案第58号 長岡市立劇場条例の一部改正について
 - ※ 施設使用料を改定するもの

- 議案第59号 長岡市体育館条例の一部改正について
 - ※ 北部体育館のトレーニング室の新設に伴い、使用料等を定めるもの

- 議案第60号 長岡市スキー場条例の一部改正について
 - ※ 本年6月末をもって、サマーボブスレー施設を廃止するための改正を行うもの

- 議案第61号 長岡市地域福祉センター条例の一部改正について
 - ※ サンプルコなかのしま及び山古志地域福祉センターなごみ苑の使用料を改定するもの

- 議案第62号 長岡市志保の里荘条例の一部改正について
 - ※ 施設使用料を改定するもの

- 議案第63号 長岡市児童館設置条例の一部改正について
 - ※ 青葉台児童館の移転に伴い位置を変更するもの

- 議案第64号 長岡市老人福祉センター条例の一部改正について
 - ※ 高齢者センターけさじろ、まきやま、ふそき、みやうち及びとちおの使用料の改定等を行うもの

- 議案第65号 長岡市高齢者コミュニティセンター条例の一部改正について
 - ※ 高齢者コミュニティセンターゆきわり荘の浴室を廃止するための改正等を行うもの

- 議案第66号 長岡市老人憩いの家条例の一部改正について
 - ※ 老人憩いの家さくらの家、日枝の里、夕映荘及びはすはな荘の使用料の改定等を行うもの
- 議案第67号 長岡市斎場条例の一部改正について
 - ※ 施設使用料の改定等を行うもの
- 議案第68号 長岡市企業立地促進条例の一部改正について
 - ※ データセンターに係る特例を新たに定めるもの
- 議案第69号 長岡市下水道条例及び長岡市農業集落排水施設条例の一部改正について
 - ※ 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料を改定するもの
- 議案第70号 長岡市水道条例の一部改正について
 - ※ 給水装置工事申請手数料を改定するもの

4 その他（10件）

- 議案第71号 契約の締結について（高機能消防指令システム更新整備工事）
- 議案第72号 契約の締結について（栃尾市民会館除却工事）
- 議案第73号 契約の締結について（道路改良工事（市道越路191号線ほか））
 - ※ 議案第71号～第73号は、いずれも予定価格が1億5千万円以上の工事の請負に該当するもの
- 議案第74号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車 1台）
- 議案第75号 財産の取得について（高規格救急自動車 1台）
- 議案第76号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車等 6台）
- 議案第77号 財産の取得について（ロータリ除雪車 1台）
- 議案第78号 財産の取得について（除雪ドーザ 1台）
- 議案第79号 財産の取得について（除雪ドーザ 1台）
 - ※ 議案第74号～第79号は、いずれも予定価格が2千万円以上の動産の取得に該当するもの

- 議案第 80 号 長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

※ 三条市立図書館の移転に伴い、所在地を変更するもの

5 報 告 (8 件)

- 報告第 1 号 継続費繰越計算書報告について (一般会計)

※ 地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき、継続費の繰越しについて報告するもの

- 報告第 2 号 継続費繰越計算書報告について (下水道事業会計)

- 報告第 3 号 継続費繰越計算書報告について (水道事業会計)

- 報告第 4 号 継続費繰越計算書報告について (簡易水道事業会計)

※ 報告第 2 号～第 4 号は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費の繰越しについて報告するもの

- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書報告について (一般会計)

※ 地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費の繰越しについて報告するもの

- 報告第 6 号 建設改良費繰越計算書報告について (下水道事業会計)

- 報告第 7 号 建設改良費繰越計算書報告について (水道事業会計)

- 報告第 8 号 事故繰越し繰越計算書報告について (水道事業会計)

※ 報告第 6 号～第 8 号は、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、建設改良費等の繰越しについて報告するもの